

# 社会福祉法人小高坂更生センター役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小高坂更生センター（以下「法人」という。）  
定款第21条の規定に基づき、役員（理事、監事）及び評議員の報酬等  
について定めるものとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定め  
るところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事長及び常務理事とする。
- (3) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の  
利益及び退職記念品料であって、その名称は問わない

## (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員  
ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対して  
は、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給する。  
ただし、報酬等を辞退する者については、支給しないことができる。
- (3) 常勤役員及び非常勤役員等が職務のために出張した時は、「役職員等旅費  
規程」に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

## (常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応  
じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職記念品料については、別表4に定める額
- (4) その他の手当については、職員給与規程に定める額

## (非常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 第3条第3号に規定する非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各  
号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、理事会、評議員会、その他に会議、研修会等への出席、  
監事による監査の実施、入札等の立会等に従事したときは、別表3に定  
める額。
- (2) 退職記念品料については、別表4に定める額

#### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支払いの時期は、職員給与規程に準じて支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営ための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

#### (報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長等が退任し、又は解任された場合は、そのまでの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割り計算をして支給する。

4 前項にかかわらず、死亡退任の場合は、その月までの報酬を支給する。

#### (端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次とおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

#### (公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補則)

第11条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

#### 附則

この規程の制定に伴い、昭和61年4月1日から実施し、平成27年4月1日に最終変更した社会福祉法人更生センター「役員及び評議員の費用弁償等に関する規程」は、廃止する。

#### 附則

この規程は平成29年4月1日から実施する。

別表 1

理事長	月額 223,200 円
-----	--------------

別表 2

理事長	賞与 報酬月額 × 4.05 月分
-----	-------------------

\* 支給月数は、県人事委員会勧告に基づく、給与規程の改定がある。

別表 3

理事、評議員、監事	日額 7,000 円
-----------	------------

別表 4

在任年数	4 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
退職記念品料	30,000 円	60,000 円	90,000 円	120,000 円	150,000 円	180,000 円